

第 19 号

不動産の処分について

四国横断自動車道（小松島～徳島東）工事の用地として、次の県有地を売払いする。

平成 29 年 6 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 売 払 い す る 県 有 地

所 在	地 番	地 目	地 積
徳島市津田海岸町	1125番 1 ほか 2 筆	雑種地	28,018 ^{m²} :47
徳島市東沖洲二丁目	71番	同上	918:61

2 売 払 予 定 価 格 778,135,441円

3 売 払 い の 相 手 方 徳島県徳島市上吉野町 3 丁目35番地

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局徳島河川国道事務所長 島 本 和 仁

提案理由

不動産の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。